

和歌山県自転車条例

「和歌山県自転車の安全利用の促進に関する条例」を制定しました。
(平成31年4月1日施行 一部の規定は10月1日施行)

◎自転車は車両です。

ルールやマナーを守って安全運転に努めましょう。

◎自転車による事故は交通事故です。

交通事故を起こした場合、被害者への賠償責任等が生じます。



条例の主な内容

自転車利用者等の責務

- ・自転車利用者、保護者は自転車の安全利用のため必要な措置を講じましょう。
- ・高齢者の家族又は高齢者と同居している者は、高齢者に対し、自転車の安全な利用のために必要な助言を行いましょ。

県の責務

- ・自転車の安全利用を促進するため、県民に対し必要な広報活動及び啓発活動を行います。
- ・自転車の安全利用に関する交通安全教育を行います。
- ・自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、普及啓発を行います。

県民・事業者の責務

- ・県民及び事業者は県が実施する自転車の安全利用の促進に関する施策に協力するよう努めましょう。
- ・事業者は上記に加え、その事業活動において、従業員の自転車の安全利用に努めましょう。

自転車損害賠償保険等への加入努力義務化 (10月1日から施行)

- ・自転車利用者、保護者、事業者、自転車貸付業者は、自転車の事故で損害賠償責任を負った場合の経済的負担の軽減と、被害者の保護を図るため、自転車損害賠償保険等に参加しましょう。
- ・自転車小売業者は、自転車を購入しようとする者に自転車損害賠償保険等に参加を勧奨しましょう。

自転車での加害事故例 賠償額：9,521万円

男子小学生が夜間、自転車で帰宅途中に歩行中の女性と正面衝突。
女性は頭蓋骨骨折等で後遺障害となり、監督責任を問われた母親に賠償命令。(神戸地裁 平成25年7月判決)



事故の相手方を補償する自転車保険の主な種類

- 自転車事故による損害賠償責任は「個人賠償責任保険」で補償されます。
- 自転車損害賠償保険等には様々な種類、加入方法があります。
- 既に参加されている保険で補償されているかどうかは、お手元の保険証券で補償内容などを今一度ご確認ください。

自転車保険の種類	契約内容の例					
	社名	被保険者	保険金	掛金(年額) 単位：円	掛金(月額) 単位：円	備考
自転車向け保険	A社	本人	2億円	3,920	360	個人賠償責任補償と傷害補償がセット
	B社	本人	3億円	3,990	333	
自動車保険の特約	C社	家族	無制限	1,600	140	保険に自転車特約を付帯
	D社	本人	1億円	1,350	120	
火災保険の特約	E社	家族	1億円	1,260	110	保険に個人賠償責任特約を付帯
	F社	家族	1億円	1,330	120	
	G社	家族	1億円	1,330	-	
傷害保険の特約等	H社	本人	1億円	5,930	520	傷害保険・個人賠償責任保険がセット
	I社	家族	1億円	920	-	
	J社	家族	2,000万円	760	70	保険に個人賠償責任特約を付帯
共済	K社	家族	1億円	1,350	120	保険に自転車特約を付帯
	L社	家族	1億円	2,300	200	保険に個人賠償責任特約を付帯
団体保険	会社等の団体保険	M社	本人	2億円	1,200	-
	PTAの保険	N社	家族	無制限	6,880	-
クレジットカードの付帯保険	O社	家族	1億円	1,680	140	
	P社	家族	1億円	1,440	120	
TSマーク付帯保険	利用者		1,000万円	1,500円程度	-	青色 TS マーク
	利用者		1億円	2,000円程度	-	赤色 TS マーク

※ TS マークについては公益財団法人日本交通管理技術協会にお問い合わせください。

電話：03-3260-3621

※ ここに掲載している自転車損害賠償保険は、保険会社等が提供している商品例です。

県では、個別具体的な保険のご紹介を致しかねますので、保険会社や関係機関の窓口へお問い合わせください。

※ 自転車事故への備えとして保険加入を検討するに当たっては、自転車を使う頻度に応じて商品を選んでください。